原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

「被告が被保険者Aに関する国民健康保険料として原告に対し昭和四三 年四月一日付で金六、六〇四円(昭和四三年度上期分)を、同月一〇日付で金七、 -二六円(昭和四二年度八ケ月分)を賦課した各処分は、いずれも取消す。訴訟費 用は被告の負担とする。」との判決を求め、被告訴訟代理人は主文と同旨の判決を 求めた。

原告は、請求の原因として、

原告は宇部窒素健康保険組合の組合員であり、次女Aは原告を世帯主とし原告 と同一世帯にあるが、年収約二二万円あつて主として原告により生計を維持するも のでないので、同組合において原告の被扶養者とされなくなり、昭和四三年二月二 五日宇部市国民健康保険組合の組合員となつたものであり、宇部市は国民健康保険 法三条一項に基づき同法に規定する国民健康保険事業を行うものである。 二、ところで、被告は宇部市国民健康保険条例八条二項の「被保険者である資格が

ない世帯主であつて、当該世帯内に被保険者であるものがある場合には当該世帯主 を被保険者である世帯主とみなして保険料を課す。」との規定に基づき、原告に対 し、被保険者Aに関する保険料として昭和四三年四月一日付で金六、六〇四円(昭 和四三年度上期分)を、同月一〇日付で金七、一二六円(昭和四二年八月、九月分および同年度下期分)を賦課する各処分をなした。

三、しかしながら、同条例八条二項は国民健康保険法(以下「国保法」と称す。) 六条に悖り同一人に二重の保険料賦課を強いる違法なものといわなければならな い。

もし同条八条二項が国保法七六条に基づくものとすれば、同条を曲解したものと いうべきである。国保法七六条の世帯主とは同法における被保険者たる世帯主に限 られるべきもので、これを超え同法において被保険者となりえない世帯主まで含む ものではない。

四、原告は昭和四三年四月二五日被告から本件処分たる保険料納付通知書を交付さ れたので、同年五月一五日宇部支役所に赴き右違法を質したところ、同庁の指示に 基づき同月二五日山口県知事に対し異議申立をなした。同年六月一三日山口行政監 察局に対し右異議申立書の写を提出し事件に対する配慮方を願つたところ、同年七 月六日山口県国民健康保険審査会(以下「審査会」と称する。)長に対し異議申立 をなすべき旨指示された。そこで翌七日審査会長に対し異議申立をなし、その後審 査会の指示により異議申立書の訂正、書替えをなし、最終的に同年九月一三日審査 会長に対し国民健康保険の保険料の賦課に関する不服審査請求書を提出した。

しかし、審査会は同年一〇月五日本件処分が適法であるとし、右異議申立を棄却 する旨決定し、同月二八日原告に対しその裁決書を送達した。 五、そこで、原告は本件処分が違法であるので、本訴に及んだ。

と述べた。

被告訴訟代理人は、答弁として、

請求の原因第一項のうち、原告が宇部窒素健康保険組合の組合員であることは知 らない。Aが原告の次女であり、原告を世帯主とするものであること、同女が原告 の属する健康保険組合において原告の被扶養者とされなくなり、昭和四三年二 五日宇部市国民健康保険組合に加入したこと、宇部市が国民健康保険事業を行うも のであることの各事実は認める。

請求の原因第二項は認める。

同第三項は争う。

同第四項は認める。

と述べ、

主張として、 主張として、 国民健康保険は他の被用者保険と異なり、被保険者と被扶養者の区別がなくすべ 国民健康保険は他の被用者保険と異なり、被保険者と被扶養者の区別がなくすべ て被保険者となつている。従つて被保険者のうちには老人・子供或は無能力者も存 在するので、国民健康保険においては法律上の権利、義務につきすべて世帯主主義 が採用され、保険料についても国保法七六条によりこれを世帯主から徴収するもの とされているものである。このように同条に規定する世帯主は同法により被保険者 の資格を有する世帯主に限定されず世帯主が被保険者の資格を有しない場合であつ ても当該世帯主から保険料を徴収しうるものである。

同条例八条二項のみなし規定は国保法七六条の重複規定にすぎない。 と述べた。 (証拠省略)

理 由

一、Aが原告の次女であり、原告を世帯主とするものであること、同女が原告の属する健康保険組合において原告の被扶養者とされなくなり昭和四三年二月二五日宇部市国民健康保険組合に加入したこと、宇部市が国民健康保険事業を行うものであること、被告が原告に対し原告主張のとおりの保険料賦課処分をなしたことの各事実については、当事者間に争いがなく、成立に争いのない甲第一号証によれば、原告は宇部窒素健康保険組合の組合員であることが認められ、従つて国保法六条一号に該当し国民健康保険の被保険者となるべき資格がないものと解される。 二、そうだとすれば、本件の唯一の争点は、国保法の解釈上、国民健康保険の被保険者となるべき資格がない世帯主から同保険の保険料を徴収しうるかの一点につきるから、以上この点について検討する。

国保法七六条は保険料の徴収につき「世帯主又は組合員」からこれを徴収すべき 旨を規定し、単に国民健康保険の組合員のみに限定せず世帯主からこれを徴収でき ることとし、世帯主の範囲・資格についても何らの制限的規定を設けていない。 この点につき、まず、旧法である国民健康保険法(昭和一三年四月一日法律六〇 「保険者は療養の給付に要する費用の一部を其の給付を受くる者 号)八条の九は、 (給付を受くる者世帯主たる被保険者に非らざる場合に於ては其の属する世帯の世 帯主たる被保険者)より徴収することを得る」旨規定し、その世帯主が被保険者であるべきことを明らかにし、他方同法八条の一五は、「被保険者たる資格なき世帯主にして其の世帯に被保険者たるべき者あるときは八条の九及八条の一一の規定の 適用に関しては之を世帯主たる被保険者と看做す」旨規定し、世帯主が国民健康保 険の被保険者たる資格がない場合であつても、これを世帯主たる被保険者と看做 し、なおこれから保険料の徴収をなしうることとしていたものである。つぎに、 れを実質的に考えるに、世帯主は主として世帯の生計を維持し、世帯員は世帯主の 扶養家族であるか否かを問わず、原則として主に世帯主の所得に依存して生活しその生計を同一にするものとみることができる。したがつて、世帯員が罹病したときにはその医療費などの費用は結局世帯主の所得と責任とにおいてまかなわれるものにはその医療費などの費用は結局世帯主の所得と責任とにおいてまかなわれるものにはそれます。 と観念されるから、国民健康保険に世帯員が加入しその被保険者となつた場合に は、その世帯主は右保険について独自の保険利益を有するものといつてもあながち 過言ではなく、この理はその世帯主がみずから国民健康保険の被保険者たるべき資 格を有しているか否かによつて別異にすべきいわれもなく、結局は立法政策の委ね

られているものといわなければならない。 そして、国保法七六条は、前記旧規定を引継いだものと認められるから、その文言ならびに前記立法上の沿革および実質的理由を併せ考えると、同条は保険料の賦課について従来の所謂擬制被保険者の観念を廃止し、従来擬制被保険者とされた世帯主をも含め、徴収の対象として単に世帯主と規定したものと解するのが相当である。

国民健康保険以外の健康保険組合に加入しその保険料を負担する世帯主は、国民健康保険の被保険者となつた世帯員のために、別途その保険料を賦課されることることができるから、これを目して、ただちに保険料の重複賦課であるとは解して、なお、本条例八条二項は、保険料の賦課についても、擬制被保険者の表現は観点であるとは解して、ただちに保険料の重複財務を関係を引起して、を前提とするもののごとく、看做規定の形式を採つており、その表現は観点のの建前にてらし適切ではないが、同条例八条一項と相俟ち国保法七六条に規定するとができ、且つ同条例八条一、二項の表別では、1年である。その関係にすぎないとみることができかに関する国保法七六条の余地をなくし、その取扱いを統一したものと解釈される。そして右の如きは関いを統一したものと解釈される。そして右の知及いを記述できなくし、その取扱いを統一したものと解釈される。の余地をなくし、その取扱いを統一したものと解釈される。これを違法視すべき特段の事由は見当らないから、同条例八条とに対している。

四、以上の次第で、原告の本訴請求はいずれも理由がないからこれを棄却すること とし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用し、主 文のとおり判決する。

(裁判官 後藤文彦 土山幸三郎 小林茂雄)